資金移動業者口座への賃金支払に関する協定書

株式会社○○○○と従業員の過半数を代表する者○○○○は、資金移動業者口座への賃金支払に関し、次のとおり協定する。

（対象となる従業員の範囲）

第１条　本協定に基づく資金移動業者口座への賃金の振り込みは、すべての従業員に適用する。

注）必ずしも全従業員を対象としなくてもよい（各企業で設定）

（従業員への説明および同意）

第２条　会社は、資金移動業者口座への賃金の振り込みを希望する従業員に対し、次の事項を書面により説明する。

（１）資金移動業者口座の資金

（２）資金移動業者が破綻した場合の保証

（３）資金移動業者口座の資金が不正に出金等された場合の補償

（４）資金移動業者口座の資金を一定期間利用しない場合の債券

（５）資金移動業者口座の資金の換金性

（６）その他、説明が必要な事項

２．会社は、前項の説明を行った従業員について、説明内容を踏まえ、従業員が同意する場合に限り、第３条に定める資金移動業者口座に賃金を振り込むこととする。

（対象となる賃金の範囲およびその金額）

第３条　資金移動業者口座への振込の対象となる賃金は、次のとおりする。

1. 月例給与など、定期支給する賃金：対象
2. 賞与：対象外
3. 退職金：対象外

注）口座残高上限100万円のため賞与・退職金は対象外としてもよい（各企業で設定）

（取扱資金移動業者の範囲）

第４条　賃金の振込先となる資金移動業者は、内閣総理大臣の指定を受けた次の資金移動業者（指定資金移動業者）とする。

1. 株式会社〇〇（サービス名称：〇〇）
2. 株式会社〇〇（サービス名称：〇〇）

（有効期間）

第５条　本協定の有効期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの1年間とする。ただし、有効期間満了の1カ月前までに、会社または従業員の過半数代表者のいずれからも申し出がないときは、本協定はさらに1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

○○○○年○○月○○日

株式会社○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役社長　　　○○　○○　　 ㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　従業員過半数代表者　○○　○○　　 ㊞